

フロン回収・破壊法
第一種特定製品のフロン回収に関する運用の手引き
第3版(平成18年度改正対応)

平成19年9月
経済産業省 環境省

はじめに

エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等に冷媒として使用されているフロン類のうち、CFC、HCFCは、大気中に排出されるとオゾン層を破壊するため、オゾン層保護法によりCFCを1995年に全廃し、HCFCについては1996年以降段階的に生産等を廃止しており、オゾン層を破壊しないHFC等への転換が進みつつあります。また、フロン類(CFC、HCFC、HFC)は、温室効果の高いガスであり、地球温暖化防止の観点から、HFCが京都議定書の削減対象ガスとされています。京都議定書では二酸化炭素等6種類のガスが温室効果ガスとして削減対象とされていますが、そのうち代替フロン等3ガスの分野では、各用途でノンフロン化等の取組が進められています。しかしながら、冷媒分野については、一部でノンフロン機器が実用化されているものの、本格的なノンフロン機器、代替冷媒の導入には至っておらず、今後、HCFCからHFCへの転換に伴い、京都議定書対象ガスであるHFCの使用量、放出量が増加することが見込まれています。このため、大気中への放出量を抑制する必要があり、特に冷媒分野では回収を推進していくことが重要です。

以上のことから、オゾン層保護と地球温暖化防止の両方の目的のため、冷媒フロンの回収が行われています。

冷媒の回収については、従来より地方公共団体、(社)日本冷凍空調工業会、(社)日本冷凍空調設備工業連合会、(社)日本自動車工業会等において自主的に回収制度が運用されてきました。

平成13年6月には、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンのフロン回収を推進するため、これらの機器を廃棄する際にフロン類を回収すること等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定・公布されました。平成17年1月には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が施行され、カーエアコンについては同法に基づくフロン回収が進められています。また、家庭用エアコン、冷蔵庫については、平成11年から「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に基づきフロン回収が進められています。

京都議定書目標達成計画(平成17年1月閣議決定)では、業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率を60%とする等の目標が設定され、京都議定書を達成する上でも冷媒フロンの回収が重要なものと位置づけられましたが、フロン回収・破壊法に基づく冷媒フロンの回収率は3割から4割程度となっていました。このため、平成18年6月にフロン回収・破壊法が改正され、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等が行われることになりました。

本運用の手引きは、平成19年10月の改正フロン回収・破壊法の施行に当たり、法律、政省令等の考え方を事業者や地方公共団等の関係者向けに、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の回収に関する事柄を中心に解説したものです。

なお、回収したフロン類の破壊については、「フロン類の破壊に関する運用の手引き」を用意していますので、必要に応じご参照下さい。

用語の定義

本運用の手引きにおいて用いる用語は、特にことわりのない限り以下のとおりである。

- | | |
|--------------------|---|
| ① 《業務用冷凍空調機器または機器》 | 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器） |
| ② 《廃棄等》 | 第一種特定製品の廃棄等 |
| ③ 《廃棄等実施者》 | 第一種特定製品廃棄等実施者 |
| ④ 《回収業者》 | 第一種フロン類回収業者 |
| ⑤ 《引渡受託者》 | 第一種フロン類引渡受託者 |
| ⑥ 《整備者》 | 第一種特定製品整備者 |
| ⑦ 《整備発注者》 | 第一種特定製品の整備の発注者 |
| ⑧ 《解体工事または特定解体工事》 | 法第19条の2第1項に規定する建築物その他の
工作物（当該建築物その他の工作物に第一種特
定製品が設置されていないことが明らかなものを
除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他
の者から請け負ったものを除く。） |
| ⑨ 《特定解体工事元請業者》 | 特定解体工事を発注者から直接請け負おうとす
る建設業を営む者 |
| ⑩ 《事前確認書》 | 法第19条の2第1項に基づき、特定解体工事元
請業者が、特定解体工事発注者に対し、交付し
て説明する書面 |
| ⑪ 《回収依頼書》 | 法第19条の3第1項に基づき、第一種特定
製品廃棄等実施者が交付する書面 |
| ⑫ 《委託確認書》 | 法第19条の3第2項に規定する委託確認書 |
| ⑬ 《再委託承諾書》 | 法第19条の3第4項に基づき、第一種特定製品
廃棄等実施者が引渡しの再委託について承諾す
る旨を記載した書面 |
| ⑭ 《引取証明書》 | 法第20条の2第1項に規定する引取証明書 |

目次

～第1章～（全体説明）	1
I．フロン回収・破壊法とは	1
1. 「フロン回収・破壊法」とは	1
2. 改正後のフロン回収・破壊法の仕組み	1
II．フロン回収・破壊法 平成18年度改正の概要	2
1. フロン類の回収が必要な場合の拡大（定義の見直し）	2
2. 解体工事の際の説明義務（解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明）	2
3. 行程管理制度（フロン類の引渡し等を書面で管理する制度）の導入	2
4. 整備時におけるフロン類の回収	2
5. 閲覧規定（法第22条第2項）	3
6. 行政による関係者への指導等（法第23条、第24条、第43条、第44条）	3
7. 施行日	3
8. 書面の電磁的方法による保存等	3
III．対象となる業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の種類、事業者	4
IV．関係主体別の義務・遵守事項	6
1. 関係者に共通する事項	6
2. 機器の使用者、所有者等（廃棄等実施者、整備発注者）	6
3. 業務用冷凍空調機器の設備工事業者	7
4. 解体工事等の受注者（建設工事業者、リフォーム工事業者、解体工事業者、産業廃棄物処分業者など）	8
5. 機器の整備、メンテナンス業者	8
6. 機器の販売業者、メーカー、リース業者	9
7. 中古機器の取扱業者、スクラップ、再資源化事業者等	9
8. フロン類を運搬する事業者	10
9. 第一種フロン類回収業者	10
10. フロン類破壊業者	10
11. 都道府県知事	10
12. その他	11
～第2章～（個別事項の解説）	13
V．定義	13
VI．特定解体工事元請業者の確認及び説明	15
VII．行程管理制度	17
1. 行程管理制度とは	17
2. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	20
3. 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等	21
(1) 第一種特定製品廃棄等実施者が直接第一種フロン類回収業者へフロン類の回収を依頼する場合	21
(2) 第一種特定製品廃棄等実施者が第一種フロン類回収業者へのフロン回収を他の者に委託する場合	21
(3) 再委託承諾書の交付（フロン類の引渡しを再委託する場合）	24
4. 第一種フロン類回収業者の引取義務	26
5. 引取証明書の交付	27
6. 引取証明書の送付期間	29
VIII．第一種特定製品整備者の引渡義務等	32
IX．回収業者の責務、登録	34
1. 第一種フロン類回収業者の引取義務	34
2. 第一種フロン類回収業者の引渡義務	34
3. 第一種フロン類回収業者の記録	36
4. フロン類の運搬に関する基準	38
5. フロン類の回収に関する基準	39
6. 回収量等の記録の閲覧	43
7. 都道府県への報告	44
8. 主務大臣への通知	45
9. 第一種フロン類回収業者の登録	46

10. 登録の基準	49
11. 申請後の手続等	50
(1)都道府県による登録の実施	50
(2)登録の更新	50
(3)登録の変更届出	51
(4)廃業等の届出	52
(5)都道府県による登録の抹消	53
(6)都道府県による登録の取消し等	53
12. 第一種特定製品の種類(50kg)の改正について	54
X . 特定製品の表示(第一種特定製品の表示に関する考え方)	56
1. 表示を行う者	56
2. 表示事項	56
3. 表示方法	56
4. 表示のイメージ	57
XI . 第二種特定製品(カーエアコン)に関する事項	59
1. 自動車リサイクル法との適用関係	59
2. 第二種特定製品(カーエアコン)整備時の回収、運搬に関する技術基準	59
3. 第二種特定製品の回収に関する運用の手引き について	59
XII . 他法令との関係と留意事項	60
1. 自動車リサイクル法	60
2. 家電リサイクル法	60
3. 建設リサイクル法	60
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)	60
5. 高圧ガス保安法	61
～第3章～ (様式 資料)	62
XIII . 様式、資料	62
1. 各種様式(省令で定めるもの)	62
(1)第一種フロン類回収業者の登録申請書	62
(2)第一種フロン類回収業者の変更届書	66
(3)第一種フロン類回収業者の回収量等の報告書	67
(4)第一種フロン類回収業者のフロン類の回収量に関する通知書	69
2. フロン回収・破壊法に係る各都道府県登録窓口(第一種フロン類回収業者)	71
3. 各種様式の記載例、参考資料	72
(1)登録申請書の記載要領	72
(2)同一区域内にフロン類の回収を行う事業所が複数ある場合の申請方法	73
(3)第一種フロン類回収事業者の回収量等の記入要領(平成19年度のみ)	74
(4)フロン類の種類	76
(5)第一種特定製品の種類	77
(6)フロン類回収装置の種類及び能力一覧表	78
(7)法第十一条第一項各号に該当しない者であることを誓約した書面の例	87
4. 登録審査評価事例	88
5. 都道府県による第一種フロン類回収業者登録通知書の例	90
6. 第一種フロン類回収業者記録参考様式	91
XIV . 関係者の取り組み	93
1. 関係者の取り組み	93
2. 参考様式	95
XV . 第一種特定製品からのフロン類の回収等に関する質疑応答集	99
1. 対象機器について(第2条)	99
2. フロン類について(第2条)	100
3. 第一種特定製品の整備時関連(第18条の2)	101
4. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務関連(第19条)	101
5. 特定解体工事元請業者の説明等関連(第19条の2)	102
6. 行程管理制度関連(第19条の3、第20条の2)	103
7. 第一種フロン類回収業者の登録関連(第9条)	105
8. フロン類回収設備関連	109

9. 第一種フロン類回収業者の登録の変更関連(第13条)	109
10. 回収基準関連(第20条第2項)	109
11. 第一種フロン類回収業者の引取義務について(第20条第1項)	110
12. 第一種フロン類回収業者の引渡義務について(第21条)	111
13. 第一種フロン類回収業者の記録、報告、閲覧について(第22条).....	112
14. 特定製品の表示について(第39条)	112
15. 高圧ガス保安法との関係について.....	113
16. その他.....	113

—